

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷五十五第

月二十年七十和昭

論 叢

經濟の本質について……………

經濟學博士 柴田敬

史記・平準書にあらはれたる貨幣思想……………

經濟學士 穗積文雄

第一次大英帝國の崩壊とアダム・スミス……………經濟學士 白杉庄一郎

研 究

中小工業金融市場の構成……………經濟學士 田 杉 競

都市及農村人口の自然的繁殖力に就て……………經濟學士 青盛和雄

佛領印度支那の關稅改正……………經濟學士 河野健二

說 苑

保險に對する認識の發展と保險學の性格的變化……………經濟學博士 小島昌太郎

南洋華僑觀……………經濟學士 鈴木總一郎

附 錄

彙 報

本誌第五十五卷總目錄

佛領印度支那の關稅改正

河野健 二

はしがき

既にわれわれは、佛領印度支那の關稅が一八九二年以來、同化關稅制度の下に置かれてゐたこと、及びそれに對する改正要求が主として貿易業者の團體によつて主張されたこと、更にこれらの改正要求の主眼點が帝國內の自由通商と印度支那特別稅率の設定、さらには關稅上の人格の獲得などの點に置かれたこと等を見てきた。われわれの次の問題は、一九二八年の改正によつて、これらの要求がどの程度に實現されたかといふことと、印度支那關稅制度がそれによつて、現實に如何なる變更を蒙つたかを檢討することに在る。それによつて、われわれは現行の印度支那關稅制度をも併せて理解することが出来るであらう。

一 一九二八年の改正

フランスは一九二八年三月および四月の關稅改正法において本國の關稅率を引上げることとなつたが、これと時を同じくして植民地關稅制度の改正問題も漸く採り上げられるに至り、一九二七年においては、本國の一般稅率改正法案の一部として議會に提出されたが、その成立を見るに至らなかつたため、植民地に關する條項のみは

別に取出されて、一九二八年四月十三日の法律によつて改革が行はれることとなつた。この意味において、本法は植民地關稅制度に關する最初の特別法律であつたと言ふことが出来る。¹⁾

一九二八年の植民地關稅改正法の基本的な特徴と見られる點は次の二點である。すなはち、先づ本國と同化植民地との間に相互免稅の原則を明白に認めることによつて、同化制度を完全ならしめたこと、第二に一九二二年の舊規定よりこのかた約四十年に及ぶ經驗に徴して、外國品に對する適當な減稅を行つたことが之である。植民地關稅制度は之によつて、同化植民地に關するかぎり、關稅同盟を結成して植民帝國を強化するとともに、その範圍内において植民地の特殊事情が認められることとなるに至つたのである。²⁾ 今その内容を次に見よう。

フランスの植民地は元來、世界各地に分散してをり、且つその經濟段階においても決して一樣ではないため、植民地によつてその利害關係は著しく異なつてゐる。従つて、これらの植民地のすべてに對して、一律の關稅制度を施行することは、極めて困難であるばかりでなく又はなほだしく有害であると言はねばならない。一九二二年の關稅法はその故に之を同化植民地と非同化植民地との二つのグループに分類したのであるが、一九二八年の法案作成に當つても、同じ理由よりして從來の分類法を繼承することを餘儀なくされ、同化植民地と非同化植民地の各々に對して別個の關稅制度を施行することとなつた。同化植民地は本國關稅を適用されて、本國とプロツクを結成し、非同化植民地はプロツク外に在つて特別制度の適用を受けるものであつたことは言ふまでもない。分類において一九二二年の規定と異なる點は、先づガボン(Gabon)およびヌーヴエルクアレドニー(Nouvelle-Calédonie)を同化植民地から非同化植民地に移したことである。これには下院の有力な反對があつたが、植民地の特殊事情尊重といふ立場から見れば、むしろ當然のことであり、從來の恣意的な分類法に對する一の修正であると思

- 1) B. Nogaró et M. Moye: Le régime douanier de la France. p. 101. Raoul d. M. Colas; Les relations commerciales entre la France et l'Indochine; p. 67.
- 2) B. Nogaró et M. Moye; Ibid., p. 202.

ることが出来る。次に、一八九二年の關稅は植民地を一般に同化植民地と規定し、例外として非同化植民地を認める立場を採つてゐるが、新規定は之と反對に同化植民地を制限的に列擧し、その他は名稱を擧げることなしに一括して非同化植民地と規定してをり、この點において、植民地に對する考へ方の進歩を認めることが出来る³⁾と言はれる。

一、本國と植民地の關係　本國およびアルジェリアから、第一類植民地すなはち同化植民地へ輸入される商品のすべてに對しては無稅輸入が認められるとともに、第一類植民地から本國およびアルジェリアへの輸出に對しても關稅免除が認められる。したがつて從來この種の恩恵から除外されてゐた植民地の砂糖・同製品・胡椒もまた同様の取扱を受けるやうになつた。又、從來混同されてゐた關稅と國內消費稅の區別に關しては、必要な改正が加へられた。⁴⁾

二、植民地と外國の關係　一八九二年の規定によれば、第一類植民地へ輸入される外國品に對しては、それがフランスへ輸入される場合と同じ關稅を賦課することを定めてゐるが、そののうち一九一一年の日佛通商協定以後、本國が締結する通商協定の効果を植民地のすべてに及ぼすといふ政策を廢棄したために、植民地の關稅を本國の關稅と等しくするといふ上記の規定は、正確を缺くこととなるに至つた。何故なら、本協定により日本商品はフランス本國への輸入においては最低稅率の特恵を認められたが、印度支那への輸入においては、協定非適用の條項が存在するため、最低稅率ではなくして一般稅率の適用を受けねばならなかつたからである。⁵⁾

かかる不合理を是正するため、一九二八年の植民地關稅法は之を次の如く規定した。即ち、本國の一般稅率および最低稅率における輸入稅は、本國の輸入禁止規定と同様、之を第一類植民地に輸入される外國品に適用する

3) Raoul L. M. Colas; Ibid., p. 68—70.

4) Ibid., p. 70. Dominique-Antoine Laurelli; De l'application des Textes Douaniers dans les Colonies Françaises. 1939. p. 70.

5) Raoul L. M. Colas; Ibid., p. 72.

ことが出来ると言ふのが之である。さらに従來、關稅法の公布に關する植民地總督の責任について規定するところが無かつたのを改め、爾後、總督は關稅率に關するすべての規定を、共和國官報の公示後四ヶ月内に、公布すべきこととされた。⁶⁾

植民地は外國品に對する關稅について、除外例附與を本國に要求することが出来るが、従來の規定によれば、植民地の除外例要求に對して本國當局は回答を強制されなかつたため、屢々『沈黙の濫用』(L'abus du silence)によつて握演しが行はれ、また除外例附與は參事院令によつてのみ行はれることとされてゐたため遅延することが多く、且つ除外例要求の權限は植民地評議會および本國政府に競合的に與へられてゐたのである。⁷⁾一九二八年の法律は除外例制度のかかる弊害に鑑み、次の如き改正を行つた。先づ、除外例要求の權限は植民地評議會のみが之を有することとして、權限の二元性を廢止し、地方會議より除外例請求の期間および本國當局の裁決期間については、政府原案はそれが稅率全般に對する除外例であるか又は或種の稅率の爾後變更であるかに従つて、それぞれ相異なる期間を定めたが、下院での修正により請求期間は本國における公布後四ヶ月、裁決期間は請求書類が植民大臣の下に到着してより三ヶ月と定められた。地方會議が請求を行はない場合は、期間満了とともに新稅率の全面的な公布を行はねばならないが、反對に有効期間内に除外例要求が提出される場合には、採否決定まで公布義務は停止される。もつとも四ヶ月といふこの期限は、その間本國稅率の公布を停止する意味のものであつて、期間満了とともに植民地の請求權が失はれるのではないと言はれてゐる。⁸⁾

植民地の要求に對して裁決を與へる權限が何人に屬するかに關しては、下院の關稅委員會は問題の重要性に鑑み、關係四大臣の副署を要求したが、結局『植民大臣が商業および大藏大臣の同意を得て行ふ申請に基き大統領

6) Ibid., p. 73.
7) Ibid., p. 73.
8) Ibid., p. 75.

B. Nogaro et M. Moyè; Ibid., p. 331.

令をもつて』その採否が決められることとなつた。⁹⁾この場合、もしも本國政府が三ヶ月内に裁決を與へなかつたならば、植民地側の要求は默認されたこととなる。この規定によつて、除外例制度は確實なものとなり、特別税率の設定に關し植民地に極めて有利な途が開かれることとなつた。同時に、植民地特別税率は本國税率との間に不斷の連繋性を保たなければならぬものとされ、從來この點について明確な規定を缺いてゐたため一度び決定された特別税率は動かし得ないものと考へられ、情勢の變轉に對處し得なかつた弊を除去することとなつた。¹⁰⁾

三、植民地と植民地の關係 一八九二年の規定によれば、フランス領植民地の産物を他のフランス領植民地へ輸入する場合は、國際協定に反しない限り、その種類、發送地、仕向先の如何を問はず、關稅を免除されることとなつてゐた。一九〇四年四月十九日の法律は、この例外として、フランス領印度の綿絲および綿織物に對しては一定の數量を限つて免稅を認めることとし、綿絲は一五〇萬キログラム綿織物は二〇〇萬キログラムと規定するところがあつた。

これに對し、一九二八年の規定は、一方、植民地相互間の完全な無稅取引を定めるとともに、その制度をフランスのアフリカ委任統治領にも擴大し、又フランス領印度から他の植民地への免稅輸入量の割當を綿絲二〇〇萬キログラム、綿織物三〇〇萬キログラムとそれぞれ引上げるに至つた。

なほ、關稅支拂後の外國商品がフランス本國あるひは植民地へ再輸入される場合は、從來の規定によれば次の三種の制度が施行されてゐた。

- (一) 外國品がフランス或はアルジェリアへ先づ輸入されて關稅を徵收され、しかる後植民地へ再輸入される場

9) Ibid., p. 76.

10) Ibid., p. 79.

合は、關稅を免除される。

(二) 外國品が植民地の一つへ輸入されて後、他の植民地へ再輸入される場合は、その間の關稅差額を徴收される。

(三) 外國品が植民地において關稅を支拂つて後、フランス或はアルジェリアへ再輸入される場合は、本國關稅を免除される。

このうち第一の制度の弊害として、外國品がフランスへの輸入において最低あるひは中間稅率の特惠を受け、植民地への直接輸入において一般稅率を賦課されるやうな場合に、それが一旦フランスへ輸入されてのち植民地へ再輸入されるならば關稅を回避することが出来るわけであり、事實ポルトガル産葡萄酒の印度支那への輸入において、かうした方法が採られたこともある。第三の制度は、植民地における密輸入を防止する上において、極めて重要な制度であつたが、手續規定が嚴重であつたため所期の效果をあげることが出来なかつた。かうした理由よりして一九二八年の規定は、以上の三制度を廢止し、すべてを統一して孰れの場合においても關稅差額を支拂はしめることと定めた。¹¹⁾

次に、植民地へ輸入される商品が、免稅あるひは減稅の特典を享けるためには、一八六三年五月十六日の法律以來、直接輸送の義務が課せられ、外國へ寄港し積換をなすことを禁止されてゐたのであるが、この制度は植民地に對して甚しい不便を與へてゐた。新規定においては、原則として直接輸送制を認めるとともに、他方、特定の商品、航路、植民地に對しては直接輸送原則の除外例を附與する途を開き、植民大臣は關係各大臣の同意を得て之を行ふことが出来るやうになつた。¹²⁾

11) Ibid., 81. B. Nogaro et M. Moye; Ibid., p. 332.

12) Raoul L. M. Colas. Ibid., p. 83.

一八九二年の法律は、輸出税について規定するところがなかつたが、新規定は輸出税および輸出禁止に關して次の如く定めた。すなはち、本國において設定さるべき輸出税および輸出禁止は、海外諸領向けの輸出に關しては適用されないこと。植民地の特別輸出税および輸出禁止に關しては、商工・農業・大藏の各大臣の同意を得て植民大臣が行ふ提案に基いて公布される大統領令によつて制定される。政府原案は、これについて植民地の特別輸出税および輸出禁止が、すべての輸出相手先に及ぶ場合とフランス・アルジェリアおよび植民地を除外する場合とを區別して、前者の場合は植民・大藏・商業の各大臣の提案によるものとし、第二の場合は植民大臣のみが決定し得るものとしたが下院の修正により上記の如く定められたのである。特別輸出税および輸出禁止を要求する手續は、輸入税の場合と同様である。¹³⁾ さらに、公安を目的とし或は專賣の結果として、本國輸入税率に定められた禁止あるひは制限は、植民地物産の本國輸入に對しても齊しく適用される。¹⁴⁾

以上見てきたやうに、一九二八年の規定は輸入および輸出關稅について植民地會議に廣汎な權限を與へることとなつたが、政府はかかる植民地の權限を抑制する手段を留保しておく必要を感じ、植民大臣は關係各大臣および植民地會議の同意を得て全植民地の輸入および輸出税率を變更する大統領令を提案し得る旨の規定を設けることを要求した。政府のかかる恐怖心は、下院の關稅委員會によつて根據なきものとして斥けられたが、之と反對に委員會は、植民地關稅制度に對する議會の監督權を恢復せんとし、その結果、植民地關稅制度に關する大統領令は官報公示後、議會の追認を必要とされることとなるに至つた。¹⁵⁾

二 印度支那の關稅制度

13) Ibid., p. 84.

14) Ibid., p. 85. B. Nogaro et M. Moye; Ibid., p. 333.

15) Raoul L. M. Colas; Ibid., p. 86. B. Nogaro et M. Moye; Ibid., p. 333.

一九二八年の關稅制度改革は、さしたる困難なくして實行に移された。なぜなら、本改革は一八九二年の制度を顛覆せしめたものではなくして、寧ろそれを修正し完成せしめたものであつたからである。もつとも改正制度の施行に伴つて、印度支那に關しては次のやうな二三の問題が発生した。即ち、從來アルジェリアの煙草は印度支那へ自由に輸入されてゐたのであるが、印度支那は之に對して自領產煙草を擁護するために、アルジェリア產煙草は實は外國產煙草との混合物である故、その外國產煙草の混入部分については新規定を適用して印度支那への輸入に際し關稅差額を支拂はしむべきであると主張した。アルジェリア産業は、印度支那のかかる主張に對して、關稅差額支拂ひに關する規定は、外國商品が輸入されたときと同じ状態において再輸出される場合のみ適用されるものであり、それに加工が施されるときはこの限りでないと反駁し、結局、植民省の決定によつて印度支那側の主張は承認されるには至らなかつた。もつとも、新法律の明文規定によつて、從來アルジェリアが印度支那產煙草に課してゐた輸入關稅は撤廢されることとなり、この點において相互免稅制度の完成を見ることとなつた。¹⁾

また從來、直接輸送規則の施行によつて佛領印度のシャンデルナゴル (Chandernagore) から印度支那向けの綿織物およびジュート袋の輸出は禁止されてゐた。その理由とするところは、シャンデルナゴンがガンヂス河の支流上にあり M・M 汽船が水深の關係上寄港し得なかつたのみならず、舢舨によるカルカッタへの輸送は直接輸送の原則に反するものとされたからであるが、結局はこれによつて本國綿業の利益を擁護せんとしたからに他ならぬ。一九二八年の新規定は直接輸送規則の除外例を認めたが、これによつて印度產の綿製品およびジュート袋の印度支那への無稅輸入が始めて認められることとなつた。²⁾

1) Raoul L. M. Colas ; Ibid., p. 87.

2) Ibid., p. 90.

次に、一九二八年の植民地關稅制度の改正によつて、印度支那の關稅制度に加へられた改正の主要點を以下檢討しよう。

一、印度支那特別稅率 改正法の規定によれば、同化植民地には原則として本國稅率が適用されるが、植民地は之に對して特別稅率の設定を要求することが出來、しかもその要求は從來に比して植民地側に有利に裁定されることとなつた。印度支那の稅率案はキルシエ氏を長官とする印度支那關稅局によつて作成され、植民地會議および商業・農業會議所へ通告後、印度支那總督府評議會によつて承認されたが、その内容は本國稅率に隨ふものと、特別稅率との二つに分たれ、後者については除外例附與の要求が本國に對して提出された。

印度支那特別稅率は一九二九年六月二十九日の大統領令によつて公布され、同年七月十日の總督令により印度支那に施行されることとなつた。この特別稅率は謂はゆるキルシエ稅率と呼ばれ、一三〇〇品目の商品に互つて本國稅率を更に引上げ、もつて、東洋諸國からの輸入を防遏せんとしたものである。當時までの除外例要求が主として本國稅率の引下げを目的としてゐたのに對して、今度は本國以上の保護關稅を施行するに至つたわけである。特別稅率は、大部分が從量稅から成つてをり、最低稅率と最高稅率との開きは、多く一對四の割合であつた。

二、輸出關稅 印度支那における輸出關稅は、一八七八年に交趾支那からの輸出來に對し一ピクル一五サンティームの割合で課徵したのを最初とし、一八八二年には牛および水牛の輸出に對して一頭につき二〇サンティームの輸出稅が徵收された。一八九二年の關稅法は之について規定するところが無かつたが、その後一八九八年の大統領令に至つて、印度支那各地の輸出稅を統一して印度支那内の一地域から他地域へ移動する產物について

は輸出税を廢止するとともに、本國および植民地に向けて直接に輸出される産物についても輸出税を免除するととした。たゞし、米および粉については輸出先の如何を問はず、舊輸出税の存続が認められた。大戰後、ふたたび輸出税改正の議が起り、一九二六年三月二十四日附の大統領令は輸出税を徵收すべき品目を増加するとともに、その税額を植民地通貨で表示することとなつた。これに依り、輸出税の對象となつた商品は、粉、米、同製品のほか絹・玉蜀黍・砂糖・胡椒等の四十餘を數へるに至つた。これらの裡、本國あるひは植民地の消費に必要な商品に對しては、その外國への流出を減少せしめる爲に、平均二乃至六パーセントに上るかなり重い輸出税を課し、その他の商品には單に財政收入を得る目的をもつて一パーセント程度の輸出税を賦課するに止まつた。たゞし粉・米および同製品に對しては、フランによる舊關稅とピアストルによる地租代替税とを含む特別關稅が課された。輸出禁止品には阿片・化石・十九世紀以前の歴史參考品の三種があつたが、總督は饑饉などに際しては特別輸出禁止を行ひ得ることとされた。

三、通過關稅 關稅の一般原則に反して、印度支那においては通過關稅が徵收された。通過關稅は一八八七年以來存したものであるが、一八九二年十一月二十九日の大統領令においてもその存続が圖られ、通過商品に對してはそれが輸入されたときの關稅の二〇%が賦課されることとなつた。然し、その後の關稅引上げとともに、通過關稅もかなり過重となるに至つたので、一九二二年の大統領令は今後通過關稅は一九二一年三月以前の稅率に基いて計算さるべきことを定めた。一九三一年に至り、印度支那總督府常置委員會は、通過關稅を從價四パーセントに改めること、價格の決定は毎年特別委員會の手によつて之を行ふことを提案し、同年五月二日附の總督令によつて公布されることとなつた。なほ、支那商品のうち支那の一地域から印度支那へ入り更に支那の他地域

4) Ibid., p. 95—101. Arthur Girault; Principes de colonisation et législation coloniale. 1930. p. 404.

へ運ばれる商品に關しては、一八八六年の天津條約により從價二パーセントの通過稅が課されたが、その後一九三〇年の佛支協定により更に一パーセントに減ぜられるに至つた。⁵⁾

四、ラオスの關稅制度　ラオスは法制的には一八九二年および一九二八年の關稅制度の下に置かれてゐたが、事實上は一九三一年に至るまで、外國商品は何等の手續も何等の關稅も強制されることなく輸入され且つ自由に通してゐた。ラオスと外界との交通が困難である限りにおいては、關稅制度の設置も無意味であつたが、その後自動車交通の便が開かれるとともに、密貿易を頻發せしめるに至つたので、一九三一年九月一日を期して印度支那の現行關稅制度を中部および下部ラオスにも適用することとなつた。⁶⁾

五、廣州灣　廣州灣は北京條約によつて一八九八年以後フランスの租借地となり、一九〇〇年以後、印度支那總督の管轄に屬することとなつたものである。一九二八年の法律案の審議に當つて、關稅委員會は租借地を同法の規定から除外することとしたが、元來、廣州灣はその關稅制度およびハイフォンとの海上交通の不便のために、貿易上大した重要性をもつてゐなかつたと言はれてゐる。⁷⁾

六、外國との關係　印度支那は大戦前まで、本國の締結する通商協定のなかに包括され、それが印度支那の政治・經濟の上に及ぼす影響については殆んど考慮されることが無かつた。本國の最低稅率を享受する外國品は等しく印度支那においても最低稅率の恩恵を受け、本國の供與する最惠約款は印度支那においても同様の條件で適用されたのである。かうした同化制度は、フランス商品の印度支那への輸入を減退せしめたばかりでなく、印度支那を近隣諸國から孤立せしめた點において、本國および印度支那の兩者にとつて、極めて不利益なものとなるに至つた。通商協定の分野におけるかかると同化制度に對して、一九〇六年のマルセイユ會議および翌年のボル

5) Raoul d, M, Colas; Ibid., p. 102.

6) Ibid., p. 103.

7) Ibid., p. 105

ドー會議は孰れも反對を表明し、その結果として本國の締結する協定中に、植民地への即時適用を行はず、單に本國政府の要求により植民地の同意が後に至つて與へられる可能性を豫想するにとどまる旨の條項を挿入せしめることとなつた。一九一一年の日佛通商協定において、その印度支那への適用を除外することを得たのは、かうした手續によつたからである。⁸⁾

その後大戰の勃發を見ることとなり、フランスは一九一八年において從來の通商協定を廢棄するとともに、新たに多數の協定を締結したが、植民地に對しては從來の非適用の原則を放棄し、協定中に植民地を包含せしめる最初の制度に復歸するに至つた。ここに於いて一九二六年のマルセイユ會議は再びこの問題を探り上げ、協定締結に當つては植民地の意見を徵すること、及び植民地のために特別協定を締結することを要求したのである。この要求は一九二八年の關稅法によつて認められ、同年七月二日の大統領令は、通商協定の諸規定はそれが明文をもつて規定する場合にのみ植民地に適用されることを定めたし、又、政府は植民地に關する特別協定を締結する權利を取得することとなつた。一九三二年における印度支那に關する日佛通商協定は、かうした權利に基いて締結されたものであつた。⁹⁾

三 關稅改正の影響

一九二八年の植民地關稅法およびその結果として成立した印度支那の關稅制度は、概略以上のやうなものであつた。次には關稅改正が印度支那の貿易ひいては國內經濟に與へた主なる影響を結論的に見ておかう。

印度支那の貿易は、聯邦成立以來かなり顯著な増大を見せてをり、その貿易尻においても一九〇七年以降は出

8) Ibid., p. 113. ジャン・モリス著尾上貞五郎氏譯、日佛印通商史、51頁以後參照。

9) Raoul L. M. Colas; Ibid., p. 115.

超に轉じ、恐慌による二三の時期を別とすれば連年かなりの出超額を示してきた¹⁾。この限りに於いて見れば、同化關稅制度は一般に印度支那に有利な影響を齎らしたやうに考へられるであらう。然し、かうした見解は次の諸點よりして誤謬である。先づ、貿易の發展をすべて關稅制度の結果であると考へることは出來ないばかりでなく、又假りにさうであるとしても、印度支那の貿易はその増加率においても、その絶対額においても之を諸外國に比するときは尙ほ極めて未發達の狀態に在つたからである。次に、その貿易尻が出超である點も、それは同化關稅制度が印度支那に與へた恩惠といふよりも、むしろ本國の投下資本その他の利子支拂ひのために餘儀なくされた結果であると言ふべきであらう。更に注意すべきことは、本國および植民地に對する關係において印度支那は一九一五年、一九一六年、一九一九年の三個年を別とすれば、一九三〇年まで常に入超を示してゐる事實である²⁾。印度支那の輸出超過は、かくして本國との貿易において得られたものではなく、外國ことに東洋諸國との貿易において得られたものに過ぎない。この意味よりして同化關稅制度が印度支那に輸出超過を與へたと言ふことは出來ないのみならず、むしろ逆に同化關稅は印度支那の東洋諸國との貿易を妨害してその出超を減退せしめる傾向すら有つてゐたのである³⁾。しからば、同化關稅によつて印度支那と本國との關係はどの程度に緊密になつたかと言ふに、同化關稅の最も重要な目標であつた印度支那の本國からの輸入の割合は、全輸入に對し一九〇六年には四九・二%、一九一九年には四六・二%と却つて減退を示してゐる。輸入において本國の地位が壓倒的に優勢であることは否定すべくもないが、しかしその反面本國の占める割合がこのやうに不變であることは、印度支那の輸入が常にその一部を東洋諸國に依存してゐることを示すものであり、同化制度を以つてしてもこの關係を變更し得なかつたものと言ふことが出来る⁴⁾。

1) 拙稿：佛領印度支那貿易の性格、經濟論叢54卷3號。

2) Raoul L. M. Colas; Ibid., p. 128.

3) Arthur Girault はこの見解に反對である。Ibid., p. 435.

4) Raoul L. M. Colas; Ibid., p. 128.

一九二八年の關稅改正および一九二九年の印度支那特別稅率は、既に述べたやうに、基本的には同化關稅制度を存續せしめるとともに、印度支那の東洋諸國との貿易關係を調整せんとするものであつた。しかるに經濟情勢の進展は特別稅率を引下げるとは反對に、極めて高率のものたらしめ、東洋諸國からの輸入をそれによつて防げんとするに至つた。その結果が從來にも増して印度支那の東洋諸國からの孤立を促進することになつたことは言ふまでもない。改正前の一九二八年と、改正後一年を経た一九三〇年における印度支那の輸入先割合は、次のやうに變化した。一九三〇年には未だ恐慌の發生を見てゐないにも拘らず、東洋諸國からの輸入は約六億法

年	フランス及植民地	歐洲諸國	東洋諸國
一九二八年	一、四七五(四・一)%	二七六(四・〇)%	一、一七七(四・五)%
一九三〇年	一、〇三五(三・五)%	一四八(二・一)%	四〇・五(三・五)%

の減少を記録してゐる。(單位—百萬法)
 東洋諸國からの輸入のこのやうに著しい減退は既に述べたやうに一九二九年から實施されることとなつた新特別稅率に基づくものであるが、キルシエ稅率と呼ばれるこの稅率が例へば如何に支那からの輸入を阻止したかは、支那商品に關する新舊稅率を對照した次表によつて明かである。

品名	舊稅率 (百觔につき)	輸入量 (一九二八年)	新稅率 (一九三〇年)	輸入量 (一九三〇年)
純綿粗布	六〇	三三、〇七五	一、〇〇〇	四三三
支那茶	三三・六	一七、〇〇五	八〇〇	一、三〇三・五
花火	三三	一、三三、七〇	一、〇〇〇	零
乾物	三〇	一、三二、八二	二〇〇	四、五五三

のと考へられるであらう。しかし事實はさうでなかつた。一九二八年において印度支那の輸出の二二・四%がフ

5) Ibid., p. 118.
 6) Ibid., p. 133 所載表より拔萃。

ランス本國および植民地に向けられたのに對し、この割合は一九三〇年に至つても大した變化を示さず、二六・一%と僅かに上昇したに過ぎず、むしろその増加程度が少ないことに驚かされるほどであり、金額においては減少

フランス及植民地	歐洲諸國	東洋諸國
一九二八年 六七・九(三・四)%	一九二八年 二七(一・五)六(六)%	
一九三〇年 四六・七(三・二)	一九三〇年 四九(二・四)	一九三〇年 一七(四・八)九(三)

關稅制度の改革にも拘はらず、印度支那の本國向け輸出がこのやうに増加しな

かつたのは、次の如き理由によると言はれる。即ち、成るほど印度支那産物の本國への無稅輸入は認められたけれども、しかしそれによつて印度支那産物の本國への輸入を増大せしめるためには、同時に同種の外國産物の輸入を阻止するやうな何等かの對策が構じられねばならない。印度支那産物を無稅とするとともに外國産物をも無稅あるひは低率關稅の下に放置するならば、印度支那産物に對する保護は實は有名無實とならざるを得ないからである。フランスの對策はかうした點において不充分であつた。次に、關稅を免除された印度支那産物は尙ほ國內取引税の對象となり、多くは珈琲の八%、茶の七%のごとき取引税が賦課され、本國の産物に對しては極端に不利な状態に置かれてゐたことが擧げられる。印度支那産物はこれらの點において充分な保護を受けてゐなかつたため、その無稅輸入の効果を完全に發揮することが出来なかつたのである。

結局、一九二八年の關稅改正は、同化制度の存続によつて本國産業を利するとともに、特別稅率制度を逆用することによつて印度支那の東洋諸國からの孤立を一層高めることとなり、本國との間の互惠制度は單に名目的なものたるにとどまつたと言ふことが出来る。印度支那自體の利益は、この改正においても顧みられるところが少かつたわけである。